

四

三

—  
—

の 十 条 事 省 ○

## 用 振 替 法 の 適

の法發号名  
条律行称  
項及の及  
び根ひ  
そ拠記

財務省告示第二百四十三号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達  
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
第十ー項の規定に基づき、平成二十七年六月二  
二日に發行した割引短期國債及び政府短期証券  
發行条件等を次のとおり告示する。

## 六

## 五

イ	口	イ
發		方 募
入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
札 格 行	入 価 ・ 別 債	札 格 決
發 競	札 格 第 參 市	發 競 定
行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の

千額し七百第一会資財は發四う千額  
 万面た条三四項計金政、行十ち万面  
 円金政第十項、に法法額し六、円金  
 額府一六、第関第第面額  
 で短項条第九す九七割第別で  
 二期の第九十る条条  
 千証規一十四法第第  
 九券定項五条律一一  
 百にに及条第第項項  
 九つ基び第二八並、  
 十いづ第一項十び財  
 九てき百項、三に政  
 億は發三、同条特融  
 七、行十第条第別資

込募各当も各  
 み限国ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内参募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい  
 価一を場で  
 格国定特あ  
 競債め別つ  
 争市る参て  
 入場も加、  
 札特の者財  
 発別にご務  
 行參よと大  
 「加るに臣  
 と者發応が  
 い・行募各  
 う第へ限國  
 。I以度債  
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七	
			振額最 替 額 単 面 位 金	払 込 金 競 額	行 争 者 特 国
			行 争 者 特 国 入 価 札 格 行 行	行 争 者 特 国 入 価 札 格 金	行 争 者 特 国 入 価 札 格 金
			札格第参市発競価 發競I加場行爭格日	札格第参市発競金 發競I加場行爭額	札格第参市 發競I加場
平 成 二 十八 年 六 月 二 十 日	厘額上額 面の面 金そ金 額れ額 百ぞ百 円れ円 にのに つ応つ き募き 百価百 円格円 一錢 五錢以	平す額の振 成るの記替 .整載法 十数又の 倍は規 年の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 百 五千 十円五 二十 億 二億 千九 百 二十 二 百 七八 十	万千七二 円九万兆 百七三 五千千 二十 二十一 二 千二 九千 百六 七八 四十 八	面た条特 金割第別 額引一會 で短項計 千期のに 九国規閥 百債定す 五ににる 十つ基法 二いづ律 億てき第 円は発四 '行十 額し六

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三

払者入場元償  
込札所金還  
期参支金  
日加払額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 た だ  
二 大 銀 金 金 る し  
十 臣 行 額 を と 、  
七 か 百 支 き 償  
年 ら 円 払 は 還  
六 通 に う 、 期  
月 知 つ 。 そ が  
二 を き の 銀  
十 受 百 翌 行  
二 け き 営 休  
日 た 円 業 業  
に に 者 日 日